

山梨県立図書館 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>募集要項 p.6 第3 募集の内容 4 責任分担 人件費、物品費等物価変動が著しい場合の責任分担は教育委員会とあります。「著しい」の基準があればお示しください。教育委員会または指定管理者が「著しい」と判断した場合に協議するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「著しい」と判断するための明確な基準はございません。社会情勢に照らして明らかに著しい物価高騰が認められる場合には、委託料の増額等を検討します。</p>
2	<p>募集要項 p.7 第3 募集の内容 6 指定管理者の収入 (2) 委託料 「人件費について、指定期間中に見込まれる毎年度の人件費上昇分を加算した額となっています」とありますが、物品費等の物価高騰分はどのように考慮されているか、ご教示いただくことはできますでしょうか。</p>	<p>物品等の物価高騰についても、前回上限額設定時の積算や実績額等を踏まえ、通常物価高騰のリスクを踏まえた積算をしております。</p>
3	<p>募集要項 p.7 第3 募集の内容 6 指定管理者の収入 (2) 委託料 「当該事業年度の電気料の実績額が県の設定する額に満たない場合は、指定管理者は、別途県が指定する日までにその差額を戻出するものとします」とありますが、電気料の実績額が基準額を超えた場合、著しい物価変動は教育委員会の責任分担とあることを踏まえ、差額を請求できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料については、すでに著しい物価変動を考慮した積算をしているため、実績額が基準額を超えることは基本的にないと考えています。ただし、今後さらなる著しい物価高騰により、基準額を超える傾向が見られる場合には、委託料の増額を検討します。</p>
4	<p>募集要項 p.11 第4 申請に係る事項 3 指定管理の実施に関する計画書の作成 (1) ①収支計画書 様式 2-②その 2「収支計画書」は全年消費税 10%で作成するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式 2-②その 2に「消費税及び地方消費税を含んだ額を記入」とありますので、書類作成時の消費税 10%を含んだ額で作成してください。</p>

5	<p>募集要項 p.18 第 9 申請に関する留意事項 5 その他</p> <p>(3) ネーミングライツ制度</p> <p>ネーミングライツ導入に伴う費用は県の負担でしょうか。費用に人件費や物品費等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現段階では提案募集対象施設とはなっているものの、詳細については決定しておりません。応募があり、導入に関する検討を始める際に、改めて関係各所で協議を行うこととなります。費用の負担につきましても、現段階でははっきり申し上げることができませんので、ご理解いただきたく存じます。</p>
6	<p>山梨県立図書館管理運營業務の内容及び基準 p.8</p> <p>(6) 災害発生時及び発生することが予想される場合における対応</p> <p>「施設利用者に対し適切な指示を与えるとともに、教育委員会が行う避難誘導、救援、被害最小化対策等の業務に協力すること」とありますが、別途、協定や契約の締結を予定されていますでしょうか。また、当該対応で発生する経費（消耗品、清掃、人件費等）は教育委員会が負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>経費につきましては、募集要項 p.6 責任分担で「不可抗力」に「※不可抗力の発生に起因して教育委員会又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、教育委員会は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。」と記載されているとおり、その都度協議をすることとなります。責任分担等につきましては、図書館の防災系統に関わる内容となりますので、募集段階での協議ではなく、指定管理者第一候補決定後改めての協議となります。</p>
7	<p>仕様変更の協議について</p> <p>人件費や材料費等の高騰で、現仕様での業務遂行が厳しくなることが予想されます。その場合、施設運営に影響のない範囲で仕様変更を協議することは可能でしょうか。</p>	<p>原則として、規定の委託料の範囲内で対応していただくこととなりますが、県の想定より大幅に増加した場合は、募集要項 p.8 第3の6 (4) その他「利用料金収入の大幅な増減、物価変動に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合は、委託料及び納付率の協議も可能とする。」に基づき、県と協議することも可能です。</p>